入札参加資格申請手続Q&A 【よくあるご質問】

Ｑ１．資格の有効期間はいつまでですか。

→平成３１年４月１日～平成３２年３月３１日（１年間）

**＊注意＊**

**※今年度は追加登録のため、有効期間は平成３１年度の１年間です。**

**すでに平成３０・３１年度入札参加資格をお持ちの方は、申請する必要は**

**ありません。なお、業種の追加登録受付は、実施しておりません。**

**※那覇港管理組合が発注する建設工事及び委託業務の競争入札に参加する**

**ためには、原則、入札参加資格登録している必要があります。**

Ｑ２．対象は、全業者ですか。

→入札参加資格を有する、沖縄県内及び県外の建設業・コンサルタント業の事業者様が対象です。

以前に那覇港管理組合で登録したことがある場合は、その時の登録番号で申請をしてください。

Ｑ３．受付期間はいつですか。

→平成３０年1２月４日（火）～平成３０年12月７日（金）

午前：９時００分～１１時３０分　入室の方まで

午後：１時１０分～　３時４５分　入室の方まで

　　●混雑を避けるため、登録番号順に指定日を設けています。なるべく指定された日にお越し下さい。ご協力をお願い致します。

　　●提出書類は、すべて**持参**してください（郵送は受け付けません）。

Ｑ４．申請書類等は、どこで入手できますか。

→那覇港管理組合ホームページ（<http://www.nahaport.jp/index.htm）からダウンロードしてく>　ださい。当組合にて、**紙での配付はしておりません。**

Ｑ５．提出書類は原本ですか。

→印鑑証明書は、原本を提出して下さい。

それ以外は、内容が確認できれば、写しでもかまいません。

Ｑ６．国税の納税証明（法人税・消費税等）について

→法人事業者様は、様式「その３の３」であれば１枚で結構です（年度の指定なし）。

→個人事業者様は、様式「その３の２」です。

Ｑ７．県税の納税証明（法人事業税・法人県民税／個人は個人事業税）について

→それぞれ２期分の証明が必要です。

Q8．提出にあたり、他に留意事項があれば教えてください。

　建設工事関係

(１)．提出書類No.3 「建設工事入札参加資格申請書」

　 →雇用の規模は、常用雇用の従業員数（代表者含む）とします。

　　　　平成３０年9月1日現在在籍しており、基準日（平成３０年１２月４日）まで引き続き雇用している職員の数を記入して下さい。

※提出書類№12でカウントする人数と一致させること。

(２)．提出書類No.9 「工事経歴書」

　　　→年度報告、経営審査で提出したものに追加して提出しても結構です。

民間工事も対象とします。

コンサルタント関係

(１)．提出書類No.5 「業者カード」

　　 →総職員数は、常用雇用の従業員数（代表者含む）とします。

　　　　平成３０年9月1日現在在籍しており、基準日（平成３０年1２月４日）まで引き続き雇用している職員の数を記入して下さい。

※提出書類№12でカウントする人数と一致させること。

(２)．提出書類No.6 「経営規模等総括表」

→測量等実績高について、直前２年の決算額及びその平均実績高を希望する業種ごと

に記入して下さい。また、直前２年の年間平均実績高を記入するにあたり、決算期を

変更したため24カ月分に満たない場合の年間平均実績高は、次の例のように算出し

て下さい。

なお、決算が一期分しかない場合は、当該一期分の半分が二期分の平均実績高にな

ります。

　　　（例）

　　　　　　C（12カ月）　　　　　B（12カ月）　　　　　 A（4カ月）

　　　　　決算日　　　　　　　　決算日　　　　 　　　　　決算日　　 決算日

　　　　●直前２年の実績の算式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　24カ月―（Aの月数＋Bの月数）

　　　　Aの受注金額＋Bの受注金額＋（Cの受注金額×　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 12カ月（Cの月数）

　直前2年の平均実績高＝直前2年の実績÷2（税抜き、千円未満切り捨て）

　　なお、上記例の場合は、様式２「測量等実績高」の直前第１年度分決算はA（４カ月）を記入し、直前第２年分決算はB(12カ月)＋（Cの受注金額×･･･）の実績とその決算期間（CからBまでの期間）を記入します。

(３)．提出書類No.7「測量等実績調書」

→希望業種ごとに分けて作成してください。沖縄県に提出したものをコピーしても構いません。

(４)．提出書類No.9「登録証明関係書類（写）」

→営業に関し、法律等に基づく登録の証明書

①測量業者登録証明書

②建築士事務所登録証明書

③建設コンサルタント登録証明書

④地質調査業者登録証明書

⑤補償コンサルタント登録証明書

⑥不動産鑑定業者登録証明書

⑦計量証明事業者登録証明書

※①～⑦以外の登録については不要です。

(５)．提出書類No.10「技術職員有資格者名簿」の資格の取扱いについて

　　①届出を行う技術者の資格は、別紙「有資格区分コード表」のとおり、登録業者名簿の技術者数欄に掲載される資格のみ記入するようになっています。

　　②提出書類No.5「業者カード」に記入する技術者（保有資格）数、及び提出書類No.10「技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、この「有資格区分コード表」に従って記入して下さい。

　　③１人の技術者が、１及び２級（建築士等）、士及び士補（測量士等）のように、等級の異なる同一資格を保有している場合には、実態より過大な評価にならないよう上位の資格のみ記載するものとなっていますので、この点も申請書類の記入に際して留意して下さい。なお、「設備設計一級建築士」や「構造設計一級建築士」を記入する場合は、「一級建築士」も申請書類に必ずご記入下さい。

　(６)．提出書類No.11「技術職員の資格を証する書類（写）」

→試験に合格した後登録を要する資格については、該当する登録証等の写しを添付して下さい。（＊更新切れ等、有効期限に注意してください）

　例）RCCM：「登録証」の写し

　　　設備設計一級建築士及び構造設計一級建築士：「建築士証」の写し